



平成 25 年 5 月 10 日

各 位

会社名 中部日本放送株式会社
代表者名 代表取締役社長 大石 幼一
(コード番号 9402 名証第一部)
問合せ先 経営戦略センター長 水野 弘之
(TEL 052-259-1268)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 10 日開催の取締役会において、下記のとおり、「定款一部変更の件」を平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 87 期定時株主総会に付議することについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

(1) 当社は、本日付「認定放送持株会社体制への移行並びに吸収分割契約の締結及び子会社（分割準備会社）の設立に関するお知らせ」において公表しましたとおり、平成 26 年 4 月 1 日（予定）を効力発生日として、会社法第 757 条に基づき、当社を分割会社とし、当社の完全子会社である C B C テレビ分割準備株式会社を承継会社として、当社のグループ経営管理事業及び不動産賃貸事業を除く一切の事業に関する権利義務の一部を C B C テレビ分割準備株式会社に承継させる吸収分割を行い、所定の許認可が得られることを条件として認定放送持株会社体制へ移行いたします。これに伴い、当社は、平成 26 年 4 月 1 日（予定）付をもって、定款第 2 条第 1 項柱書（各号列記以外の部分）の変更及び同条第 2 項の追加を行うものであります。

なお、当該定款変更につきましては、当社が認定放送持株会社となるために必要な関係官庁からの許認可等（認定放送持株会社に関する放送法第 159 条第 1 項に基づく総務大臣の認定を含みます）を得て、上記吸収分割の効力が発生することを条件として、変更の効力が生じるものとします。

- (2) 今後の事業の拡大及び事業内容の明確化のため、平成 25 年 6 月 27 日（予定）付をもって、定款第 2 条各号に定める事業目的の変更を行い、あわせて第 2 条、第 4 条、第 9 条及び第 10 条における各号の表記について、数字に括弧書を付した表記とする旨の変更を行うものであります。
- (3) 株主総会及び取締役会の運営に柔軟性を持たせ、招集権者及び議長を機動的に定めることが可能となるよう、平成 25 年 6 月 27 日（予定）付をもって、定款第 16 条及び第 25 条について変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。また、これに加え、第 4 条、第 9 条及び第 10 条における各号の表記についても、数字に括弧書を付した表記（例：(1)、(2)、(3)）とする旨の変更も行います。

(下線部分が変更箇所となります)

現行定款	変更後
<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>放送法による放送事業</u></p> <p>2. <u>放送番組の企画、製作および販売</u></p> <p>3. <u>音楽、美術、映画、演劇、芸能、科学、スポーツ等各催物の企画、製作、販売および興行</u></p> <p>4. <u>オーディオ、ビデオ等のソフトウェアの企画、製作、複製および販売</u></p> <p>5. <u>放送・通信を利用した情報提供サービス</u></p> <p>6. <u>放送・通信に関する顧客の開拓・そのデータの管理および市場調査の情報分析</u></p> <p>7. <u>第2号ないし前号に掲げる事業のコンサルタント業務</u></p> <p>8. <u>印刷、出版物の企画、製作および販売</u></p> <p>9. <u>著作権・著作隣接権等の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾ならびに管理業務</u></p> <p>10. <u>日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気製品、時計、家具、玩具、文房具、事務機器、録音・録画テープおよびディスク、食料品、飲料水の販売</u></p> <p>11. <u>電気通信事業法による電気通信事業</u></p> <p>12. <u>ニューメディア関連機器、映像媒体、医療機器の研究、設計、製造および販売</u></p> <p>13. <u>コンピュータに関するソフトウェアの開発、販売および情報処理業務</u></p> <p>14. <u>ゴルフ場、劇場、駐車場、スポーツ施設、飲食店の経営</u></p> <p>15. <u>放送・通信機器およびその関連する動産のリース業</u></p> <p>16. <u>不動産の所有、賃貸、売買および管理</u></p> <p>17. <u>土木建築工事の請負</u></p> <p>18. <u>広告代理業、損害保険代理業および生命保険の募集業</u></p> <p>19. <u>一般乗用旅客自動車運送事業ならびに自動車・自動車部品の修理および販売</u></p>	<p>(目 的)</p> <p>第2条 当社は、<u>認定放送持株会社として、次の事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）その他の事業体の株式または持分等を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配・管理することを目的とする。</u></p> <p>(1) <u>放送法による放送事業</u></p> <p>(2) <u>放送番組の企画、製作および販売</u></p> <p>(3) <u>音楽、美術、映画、演劇、芸能、科学、スポーツ等各催物の企画、製作、販売および興行</u></p> <p>(4) <u>オーディオ、ビデオ等のソフトウェアの企画、製作、複製および販売</u></p> <p>(5) <u>放送・通信を利用した情報提供サービス</u></p> <p>(6) <u>放送・通信に関する顧客の開拓・そのデータの管理および市場調査の情報分析</u></p> <p>(7) <u>印刷、出版物の企画、製作および販売</u></p> <p>(8) <u>著作権・著作隣接権等の無体財産権の取得、譲渡、使用許諾ならびに管理業務</u></p> <p>(9) <u>日用品雑貨、スポーツ用品、衣料品、家庭電気製品、時計、家具、玩具、文房具、事務機器、録音・録画テープおよびディスク、食料品、飲料水の販売</u></p> <p>(10) <u>電気通信事業法による電気通信事業</u></p> <p>(11) <u>ニューメディア関連機器、映像媒体、医療機器の研究、設計、製造および販売</u></p> <p>(12) <u>コンピュータに関するソフトウェアの開発、販売および情報処理業務</u></p> <p>(13) <u>ゴルフ場、劇場、駐車場、スポーツ施設、飲食店の経営</u></p> <p>(14) <u>放送・通信機器およびその関連する動産のリース業</u></p> <p>(15) <u>不動産の所有、賃貸、売買および管理</u></p> <p>(16) <u>土木建築工事の請負</u></p> <p>(17) <u>広告代理業、損害保険代理業および生命保険の募集業</u></p>

(下線部分が変更箇所となります)

現行定款	変更後
<p>20. <u>労働者派遣事業</u></p> <p>21. <u>外国芸能人および音楽家の招聘ならびにマネジメント</u></p> <p>22. <u>旅行業ならびにプレイガイド業</u></p> <p>23. <u>前各号に関連付帯する一切の業務</u></p>	<p>(18) <u>一般乗用旅客自動車運送事業ならびに自動車・自動車部品の修理および販売</u></p> <p>(19) <u>労働者派遣事業</u></p> <p>(20) <u>外国芸能人および音楽家の招聘ならびにマネジメント</u></p> <p>(21) <u>旅行業ならびにプレイガイド業</u></p> <p>(22) <u>発電、電気の供給および販売</u></p> <p>(23) <u>住宅展示場の企画、運営</u></p> <p>(24) <u>建築の設計、施工および監理</u></p> <p>(25) <u>第2号ないし前号に掲げる事業の請負、受託およびコンサルタント業務</u></p> <p>(26) <u>前各号に関連付帯する一切の業務</u></p> <p>2. <u>当社は、前項各号の事業およびこれらに付帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>
<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は<u>取締役社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第16条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p>
<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長</u>に事故があるときは、取締役会であらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第25条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

定款変更の効力発生日

(1) 第 2 条第 1 項柱書 (各号列記以外の部分) の変更及び同条第 2 項の追加 平成 26 年 4 月 1 日 (予定)

(2) 第 2 条各号に定める事業目的の変更並びに第 2 条、第 4 条、第 9 条及び第 10 条における各号の表記の変更 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

(3) 第 16 条及び第 25 条の変更 平成 25 年 6 月 27 日 (予定)

以 上